

発議第4号

つくばみらい市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及びつくばみらい市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和6年8月21日提出

つくばみらい市議会議長 鐘ヶ江 礼生奈 様

提出者 つくばみらい市議会議員 伊藤 正実

賛成者 つくばみらい市議会議員 本間 真由美

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員 古川 よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

賛成者 つくばみらい市議会議員 高木 寛房

賛成者 つくばみらい市議会議員 中山 治

賛成者 つくばみらい市議会議員 小林 芳子

賛成者 つくばみらい市議会議員 飯村 裕一

提案理由

全国市議会議長会において「標準市議会会議規則」の一部改正に準じ、令和5年地方自治法改正による手続きのオンライン化に対応し、従来は文書で行われていた手続きがインターネットを活用したオンラインによる手続きを可能とする改正や、常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運用上の支障となり得る条文を整理し全体的な見直しを図るため、議会会議規則の一部を改正するものです。

つくばみらい市議会会議規則の一部を改正する規則

つくばみらい市議会会議規則（平成１８年つくばみらい市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に、「第１１０条」を「第１１０条―第１１２条」に改める。

第３条第３項中「ときは、」を「と認めるときは、討論を用いしないで会議に諮って」に改める。

第６条中「すべて」を「全て」に改める。

第８条第２項本文中「必要があるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第１８条第１項を次のように改める。

会議の議題となった事件を撤回し、または訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第１８条第２項中「承認」を「許可」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第１９条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

第２８条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票用紙を投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第２９条に次の１項を加える。

２ 議員は、前項の宣告があった後は、投票することができない。

第３０条に次の１項を加える。

４ 投票の効力に係る法第１１８条第６項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第３７条の見出し中「委員長」を「委員長及び少数意見」に改め、同条第１項中「報告」の次に「し、次いで少数意見者が少数意見の報告を」を加え、同条第３項中「報告」の次に「及び少数意見者の報告」を加え、同項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 少数意見が２個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

第４２条第２項中「会議」を「議会」に改める。

第４３条第２項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第４９条、第５１条及び第５４条第１項中「すべて」を「全て」に改める。

第５６条の次に次の１条を加える。

(発言の継続)

第56条の2 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

第60条第2項中「諮って決定する」を「諮らなければならない」に改める。

第61条中「第57条」を「第55条及び第57条」に改める。

第63条中「とる」を「採る」に改める。

第66条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「とら」を「採ら」に改める。

第67条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第71条ただし書中「とら」を「採ら」に改める。

第72条第1項中「とら」を「採ら」に改め、同条第2項中「決する」を「決める」に、「行う」を「表決を採る」に改め、同項ただし書中「しない」を「用いない」に、「決定する」を「決める」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第1章中「第9節 公聴会、参考人」を「第9節 公聴会及び参考人」に改める。

第75条第1項中「事前」を「前条の規定により事前」に改める。

第80条第1項中「し、又は記録」を削り、同条第2項中「議長の定める方法により」を「速記法その他議長が適当と認める方法によって」に改める。

第81条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第83条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる。）」を削る。

第86条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第89条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第90条に次の1項を加える。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

第99条を次のように改める。

(決定の通知)

第99条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第102条の見出し中「資料等印刷物の配布の許可」を「資料等の配布許可」に改め、同条中「、文書」を削る。

第103条中「すべて」を「全て」に改める。

第105条中「ことは」を「ことが」に改める。

第106条中「議会」の次に「又は委員会」を加え、「かわって」を「代わって」に改める。

第110条を第112条とし、第6章中同条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第110条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物

(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第19条、第81条、第87条第1項及び第89条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長

が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第111条 この規則の規定（第27条（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））第1項（第70条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなし、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

つくばみらい市議会会議規則(平成18年つくばみらい市議会規則第1号)新旧対照表

改正案	現行
目次 第1章（略） 第1節～第8節（略） 第9節　公聴会 <u>及び参考人</u> (第73条―第79条) 第10節・第11節（略） 第2章～第5章（略） 第6章　補則(第110条―第112条) 附則 (議席) 第3条　議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。 2　(略) 3　議長は、必要があると認めるときは、 <u>討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。</u> 4　(略) (会期中の閉会) 第6条　会議に付された事件の議事を <u>全て</u> 終了したときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。 (会議時間) 第8条　会議時間は、午前10時から午後5時までとする。	目次 第1章（略） 第1節～第8節（略） 第9節　公聴会、 <u>参考人</u> （第73条―第79条） 第10節・第11節（略） 第2章～第5章（略） 第6章　補則(第110条_____) 附則 (議席) 第3条　議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。 2　(略) 3　議長は、必要があるときは、_____ _____議席を変更することができる。 4　(略) (会期中の閉会) 第6条　会議に付された事件の議事を <u>すべて</u> 終了したときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。 (会議時間) 第8条　会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき、前項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(議事日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、事前に議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票
_____する。

2 議長は、必要があるときは_____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(新設)

3 (略)

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 提出者が、事件を撤回又は訂正及び動議を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回又は訂正及び動議の撤回については、議会の承認を得なければならない。

(新設)

2 委員会が提出した議案につき、前項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(議事日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、事前に議員に配布する。_____

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(投票の終了の宣告)

第29条 議長は、投票が終了したときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。

2 議員は、前項の宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人と共に投票を点検しなければならない。

2・3 (略)

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(委員長及び少数意見の報告)

第37条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論をしないで会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(委員会の審査又は調査期限)

第42条 議会は、必要があるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その

(投票の終了の宣告)

第29条 議長は、投票が終了したときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。

(新設)

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、3人以上の立会人と共に投票を点検しなければならない。

2・3 (略)

(新設)

(委員長_____の報告)

第37条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告_____する。

(新設)

2 前項の報告は、討論をしないで会議に諮って省略することができる。

3 委員長の報告_____には、自己の意見を加えてはならない。

(委員会の審査又は調査期限)

第42条 議会は、必要があるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その

事件は、第36条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第43条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、必要があるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、必要があるときは、議会の承認を得て、中間報告することができる。

(発言の許可)

第49条 発言は、全て議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告をしない議員の発言)

第51条 発言の通告をしない議員は、通告した議員が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(発言の継続)

第56条の2 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(緊急質問等)

第60条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないときは、第50条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問すること

事件は、第36条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第43条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、必要があるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、必要があるときは_____、中間報告することができる。

(発言の許可)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告をしない議員の発言)

第51条 発言の通告をしない議員は、通告した議員がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(新設)

(緊急質問等)

第60条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないときは、第50条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問すること

ができる。

- 2 議長は、前項の同意について、討論をしないで会議に諮らなければならない。

(準用規定)

第61条 質問については、第55条及び第57条の規定を準用する。

(表決の問題の宣告)

第63条 議長は、表決を採るときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手等による表決)

第66条 議長は、表決を採るときは、問題を可とする議員を起立又は挙手等をさせ、起立又は挙手等の議員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長は、起立又は挙手等の議員の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第67条 議長は、必要があるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

- 2 (略)

(簡易表決)

第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。議長は、異議がないときは、可決を宣告する。ただし、議長は、その宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、起立又は挙手等の方法で表決を採らなければならない。

ができる。

- 2 議長は、前項の同意について、討論をしないで会議に諮って決定する。

(準用規定)

第61条 質問については、第57条の規定を準用する。

(表決の問題の宣告)

第63条 議長は、表決をとるときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手等による表決)

第66条 議長は、表決をとるときは、問題を可とする議員を起立又は挙手等をさせ、起立又は挙手等の議員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長は、起立又は挙手等の議員の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第67条 議長は、必要があるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 (略)

(簡易表決)

第71条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。議長は、異議がないときは、可決を宣告する。ただし、議長は、その宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、起立又は挙手等の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

- 第72条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。
- 2 議長は、同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、議長は、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を採る。

第9節 公聴会及び参考人

(公述人の決定)

- 第75条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により事前に文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において決定し、議長から本人に通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

- 第80条 会議録に記載 する事項は、次のとおりとする。
- (1)～(15) (略)
- 2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の配布及び公開)

- 第81条 会議録は、議員及び関係者等に配布

(表決の順序)

- 第72条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。
- 2 議長は、同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、表決の順序を決する。その順序は、原案に最も遠いものから先に行う 。ただし、議長は、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。
- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会、参考人

(公述人の決定)

- 第75条 公聴会において意見を聴く利害関係者及び学識経験を有する者等(以下「公述人」という。)は、事前 に文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において決定し、議長から本人に通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

- 第80条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。
- (1)～(15) (略)
- 2 議事は、議長の定める方法により 記録する。

(会議録の配布及び公開)

- 第81条 会議録は、議員及び関係者等に配布(会議録が電磁的記

_____. するなど、広く一般に公開する。

(会議録署名議員)

第83条 会議録に署名する議員 _____

_____. は、2人とし、議長が会議において指名する。

(請願書の記載事項等)

第86条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第89条 議長は、請願文書表を配布し、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、委員会への付託は、議

録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。) するなど、広く一般に公開する。

(会議録署名議員)

第83条 会議録に署名する議員 (会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員) は、2人とし、議長が会議において指名する。

(請願書の記載事項等)

第86条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(新設)

(請願の委員会付託)

第89条 議長は、請願文書表を配布し、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、委員会への付託は、議

会に諮って省略することができる。

2 (略)

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員及び請願者の委員会出席)

第90条 委員会は、審査のため必要があるとき、紹介議員及び請願者の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(決定の通知)

第99条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(資料等の配布許可)

第102条 議場において、資料_____等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第103条 全て 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(懲罰動議の審査)

第105条 議会は、懲罰について、第35条第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することができない。

会に諮って省略することができる。

2 (略)

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす_____。

(紹介議員及び請願者の委員会出席)

第90条 委員会は、審査のため必要があるとき、紹介議員及び請願者の説明を求めることができる。

(新設)

(決定書の交付)

第99条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当の有無についての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(資料等印刷物の配布の許可)

第102条 議場において、資料、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第103条 すべて 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(懲罰動議の審査)

第105条 議会は、懲罰について、第35条第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第106条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員に代わって弁明させることができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第110条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知

(代理弁明)

第106条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議で一身上の弁明をする場合において、議会_____の同意を得たときは、他の議員にかわって弁明させることができる。

(新設)

については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第19条、第81条、第87条第1項及び第89条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第111条 この規則の規定(第27条第1項(第70条において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。))が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなし、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第112条 (略)

(新設)

(会議規則の疑義に対する措置)

第110条 (略)